

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系



1 将来像

超高齢・人口減少社会の到来に伴い、自助、互助、共助、公助を担う全ての人それぞれ
の役割を果たすことが重要です。

特に、重度な要介護状態になっても、障がいがあっても、誰も排除されることなく、「見守
り、見守られ、支え合う地域」が形成されるためには、地域が、地域で、地域住民をケアす
るという社会づくりの精神が一層求められます。

こうしたことから、本計画では、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮
らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

本市が障がい者を対象に行ったアンケート調査では、「地域の障がい者に対する理解があるか」について、「理解がある」が前回調査よりやや上昇したものの、半数以上が「理解不足」と回答しています。障がいに対する理解を深めることは、障がい者福祉の根幹となる基本理念であるとともに、国からは、障がい者の自己決定の尊重や地域共生社会の実現等が新たな理念として示されています。

こうした点を踏まえ、本計画では次の3つを基本理念とします。

基本理念 1

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

誰もが障がいを自分自身のこととして理解しようという考え方であり、障がい者が疎外されないまちづくりを目指します。

基本理念 2

障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

障がい者が、自分の暮らし方を自分自身で決定しようという考え方であり、障がい者の主体性が尊重されるまちづくりを目指します。

基本理念 3

誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり

障がいのある人もない人も、地域で共に生活することが当たり前という考え方であり、お互いに支え合うまちづくりを目指します。

3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」、「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」、「誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本理念 1

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

〈基本目標 1〉

全ての人が分け隔てられることのないまち

基本理念 2

障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

〈基本目標 2〉

自分らしく生きることができるまち

基本理念 3

誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり

〈基本目標 3〉

地域で支え合う共生のまち

4 計画の体系





